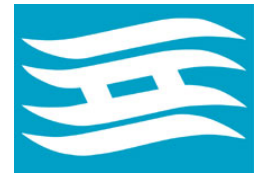


兵庫県公報

令和元年5月24日 金曜日 第8号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 令和2年度兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科の入学試験の実施（社会福祉課）	1
○ クリーニング師研修等の指定（生活衛生課）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	6
○ 昭和47年兵庫県告示第1059号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部改正（同）	6
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の指定（住宅政策課）	6
○ 道路の位置指定（建築指導課）	7
○ 同 上（同）	7
公 告	
○ 兵庫県労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める公告（労政福 祉課）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、 政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	8
○ 平成31年4月7日執行兵庫県議会議員選挙の当選の効力に関する異議の申出に対する決定	9
公安委員会規則	
○ 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	10

公布された法令のあらまし

●警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第1号）

側近警衛又は身辺警護の作業に専従する職員に支給する特殊勤務手当の対象となる護衛対象者に、上皇上皇后両陛下及び皇嗣皇嗣妃両殿下を加えることに伴い、警察職員に支給する特殊勤務手当について、所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第60号

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）第12条第2項の規定により、令和2年度兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科入学試験を次のとおり実施する。

令和元年5月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験期日、試験科目等

募集人員	修業年限	受験資格	試験期日	試験科目

推薦 20人程度	2年	次の全てに該当する人 1 県内の高等学校又は中等教育学校を令和2年3月卒業見込みで当該学校長が推薦した人 2 調査書の評定平均値が3.0以上の人 3 合格した場合、必ず本学院に入学する人	令和元年10月29日(火)午前9時45分から	1 小論文 2 面接
一般 (第1回) 10人程度	2年	学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定にあてはまる人 (本学院入学時においてあてはまる見込みの人を含む。)	令和元年11月23日(祝・土)午前9時45分から	1 小論文 2 面接
一般 (第2回) 10人程度	2年	学校教育法第90条第1項の規定にあてはまる人 (本学院入学時においてあてはまる見込みの人を含む。)	令和2年1月11日(土)午前9時45分から	1 小論文 2 面接
一般 (第3回) 若干名	2年	学校教育法第90条第1項の規定にあてはまる人 (本学院入学時においてあてはまる見込みの人を含む。)	令和2年2月28日(金)午前9時45分から	1 小論文 2 面接

2 試験場所

神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科(中山手分校)

3 受験手続

(1) 提出書類

入学願書(兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科において、令和元年6月3日(月)から令和2年2月14日(金)まで配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、下記(4)の受験料(普通為替)を添えて、簡易書留で郵送すること。

(2) 提出期間(いずれも、提出期間最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

区分	提出期間
推薦	令和元年10月3日(木)から同月16日(水)まで
一般(第1回)	令和元年10月25日(金)から同年11月8日(金)まで
一般(第2回)	令和元年12月6日(金)から同月19日(木)まで
一般(第3回)	令和2年1月24日(金)から同年2月14日(金)まで

(3) 提出先

〒650-0004 神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科(中山手分校)

(4) 受験料

18,000円(普通為替)

4 受験についての問合せ先

兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科(中山手分校)

電話 (078) 361-4001



兵庫県告示第61号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師研修及び業務従事者に対する講習を次のとおり指定する。

令和元年5月24日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 主催者の名称及び所在地

名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

所在地 東京都港区新橋6丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

名称 公益財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター

所在地 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター5階

3 日程、会場等

(1) 研修

開催年月日	会場名	所在地	予定人員
令和元年7月4日(木)	加古川市民会館	加古川市加古川町北在家2000	50人
同 年8月8日(木)	西宮市民会館	西宮市六湛寺町10-11	30人
同 年9月1日(日)	同 上	同 上	40人
同 月22日(日)	兵庫県中央労働センター	神戸市中央区下山手通6-3-28	40人
令和元年11月19日(火)	同 上	同 上	20人

(2) 講習

開催年月日	会場名	所在地	予定人員
令和元年8月1日(木)	姫路市市民会館	姫路市総社本町112	80人
同 年9月12日(木)	豊岡市民会館	豊岡市立野町20-34	50人
同 月19日(木)	加古川市民会館	加古川市加古川町北在家2000	45人
令和元年10月10日(木)	西宮市民会館	西宮市六湛寺町10-11	50人
同 年11月26日(火)	兵庫県中央労働センター	神戸市中央区下山手通6-3-28	40人

4 科目及び時間数

(1) 研修

研修科目	初回者時間数	継続者時間数
衛生法規及び公衆衛生	1.0時間	0.5時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1.0時間	1.0時間
洗濯物の処理	1.0時間	1.0時間
繊維及び繊維製品	1.0時間	1.0時間
レポート	有	有
計	4.0時間	3.5時間

(2) 講習

講習科目	初回者時間数	継続者時間数

衛生法規及び公衆衛生	1.0時間	0.5時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1.0時間	1.0時間
洗濯物の処理	1.0時間	1.0時間
繊維及び繊維製品	1.0時間	1.0時間
レポート	有	有
計	4.0時間	3.5時間

- 5 受講料
 研修受講料（特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を除く。） 5,000円
 講習受講料 4,500円

- 6 受講についての問合せ先
 公益財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター
 電話 (078) 361-8097



兵庫県告示第62号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所
 伊丹市瑞原4丁目1番地
 所長 竹見政義
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所
 伊丹市瑞原4丁目1番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1)		63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 2)		
	通常	最大	通常	最大	
能 力	2 m ³ /分		同 左		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後7日		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	な し				
	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	3.1	3	2.6	2.5

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	0.02	0.4	0.02	0.4
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	0.01	0.02	0.01	0.02
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	0.05	0.08	0.05	0.08
	窒素含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	燐含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	20	30	95	145
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		28.8	57.6	28.8	57.6

備考 汚水等は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和元年5月24日から同年6月14日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



兵庫県告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年5月25日から供用を開始する。

その関係図面は、令和元年5月24日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年5月24日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 482号	美方郡香美町小代区秋岡字岩小屋1059番18から 同郡同町小代区秋岡字桑ヶ嶺1351番まで	旧	1.0から 13.0まで	6,025.0	
	美方郡香美町小代区秋岡字岩小屋1059番18から 同郡同町小代区秋岡字桑ヶ嶺1351番まで	新	1.0から 13.0まで	6,025.0	
	美方郡香美町小代区秋岡字岩小屋1059番18から 同郡同町小代区秋岡字桑ヶ嶺1350番まで		4.0から 63.0まで	6,448.0	一部 予定地



兵庫県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年5月24日から供用を開始する。

その関係図面は、令和元年5月24日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年5月24日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 香住村岡線	美方郡香美町香住区矢田字前田105番から 同郡同町香住区七日市字下川原176番 2まで	旧	8.0から 20.0まで	460.0	
		新	8.0から 42.0まで	460.0	
			8.0から 42.0まで	436.0	予定地



兵庫県告示第65号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。
令和元年5月24日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
潮見が丘(2)	神戸市	垂水区	名谷町	猿倉	301番85の一部、301番86の一部、301番318の一部、301番319、301番321の一部、301番339の一部 301番91、301番703、301番704
			潮見が丘一丁目		



兵庫県告示第66号

昭和47年兵庫県告示第1059号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。
令和元年5月24日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域の表中南谷の項を次のように改める。

南谷	神戸市	垂水区	塩屋町二丁目		845番1の一部、845番122の一部、845番155、845番157の一部、845番191の一部、845番192から845番196まで、845番216から845番218までの各一部
----	-----	-----	--------	--	---



兵庫県告示第67号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和元年5月24日

兵庫県知事 井戸敏三

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
公益財団法人神戸YWCA	神戸市中央区二宮町1丁目12番10号	神戸市中央区二宮町1丁目12番10号	令和元年5月14日
特定非営利活動法人東灘地域助け合いネットワーク	同 市東灘区御影本町6丁目15番17号	同 市東灘区御影本町6丁目15番17号	同 上
特定非営利活動法人福祉ネットワーク西須磨だんらん	同 市須磨区南町1丁目34番地	同 市須磨区南町1丁目34番地	同 上



兵庫県告示第68号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和元年5月24日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H30淡路位置0012号	1.5.10	南あわじ市神代喜来字出口210番2の一部	5.00	14.80



兵庫県告示第69号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和元年5月24日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H30淡路位置0013号	1.5.10	南あわじ市神代喜来字出口211番2の一部	5.00	21.70

公 告

兵庫県労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める公告

兵庫県労働委員会の委員の任期が満了するので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、労働組合及び使用者団体にそれぞれ次により次期委員の候補者の推薦を求める。

令和元年5月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 推薦資格を有する者
 - (1) 労働者委員候補者の推薦

兵庫県の区域内のみに組織を有し、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の兵庫県労働委員会の証明を得た労働組合

(2) 使用者委員候補者の推薦

兵庫県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体

2 被推薦者

禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
 なお、一般職の国家公務員又は地方公務員である場合には、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第104条又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定による許可が必要である。

3 推薦期間

令和元年5月27日（月）から同年7月12日（金）まで

4 推薦に必要な提出書類

(1) 労働者委員候補者の推薦

ア 兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課及び各県民局・県民センター労政担当課備付けの推薦書及び候補者経歴書

イ 推薦に係る労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の当該候補者の推薦に係る兵庫県労働委員会の資格審査証明書（資格審査に当たっては、相当の期間を要する場合がある。）

(2) 使用者委員候補者の推薦

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課備付けの推薦書及び候補者経歴書

5 推薦書類の提出先

(1) 労働者委員候補者の推薦

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課又は各県民局・県民センター労政担当課

(2) 使用者委員候補者の推薦

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）第1条の規定による改正前の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年5月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三木市別所町東這田字フトノ722番77、722番167

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

三木市別所町巴31番地

ミヤモトエンジニアリング株式会社 代表取締役 宮本均

3 許可年月日及び許可番号

平成6年8月17日

兵庫県指令社土（建）第1—4号（6三木）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を取消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年5月24日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

表新温泉町の項中

歌長公民館	新温泉町歌長 348—1
宮脇公民館	新温泉町宮脇 193
内山公民館	新温泉町内山 763
古市ふれあいセンター	新温泉町古市 522

を

古市ふれあいセンター	新温泉町古市 522
------------	------------

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第42号

平成31年4月7日執行兵庫県議会議員選挙の当選の効力に関する異議の申出に対する決定

平成31年4月7日執行の兵庫県議会議員選挙（川西市及び川辺郡選挙区）の当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

令和元年5月24日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

決 定 書

異議申出人 川西市新田2丁目1番12号
加藤 輝之

上記異議申出人（以下「申出人」といいます。）が平成31年4月22日付けで提起した同月7日執行の兵庫県議会議員選挙（川西市及び川辺郡選挙区）（以下「本件選挙」といいます。）における当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定します。

主 文

本件選挙における当選の効力に関する異議の申出を棄却します。

異議の申出の趣旨及び理由

申出人は、本件選挙の当選人齊藤真大（以下「本件当選人」といいます。）の当選の効力に関して、平成31年4月22日付けで当委員会に対し、当選決定を無効とする旨の異議を申し出ました。

その申出の理由は、要約すると次のとおりです。

本件当選人が政治活動や本件選挙期間中に配布したチラシや選挙公報に「元衆議院議員秘書」と記載しているが、この記載の事実が確認できない。これは、公職選挙法（以下「法」といいます。）第235条第1項に抵触するおそれがあることから、本件当選人の当選無効の決定を求めます。

決 定 の 理 由

当委員会は、本件異議の申出を適法なものとして認めためたのでこれを受理し、慎重に審理を行いました。その結果は、次のとおりです。

当選の効力に関する争訟については、「その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当」（名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決）とされています。

また、「当選人については、その罰則行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められている（公職選挙法第251条）ことに徴すると、当選人の行為の右罰則該当の有無についての

認定・判断は、もっぱら刑事上の訴追とその結果に委ねられていると解すべき」（名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決）とされています。

この点、申出人の主張するような本件当選人の違法行為があったか否かは明らかではありませんが、仮にそのような事実があったとしても、本件当選人が法第251条により刑に処せられる等のことがない限り、本件当選人の当選が無効となるものではありません。

よって、申出人の主張は採用することができません。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申出人の主張には理由はなく、当委員会は、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり決定します。

令和元年5月16日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石 幸雄

教示

法第207条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができます。

公安委員会規則

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月24日

兵庫県公安委員会
委員長 豊川 輝久

兵庫県公安委員会規則第1号

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表条例第2条第1項第16号の3の作業の項中「皇太子、皇太子妃、文仁親王」を「上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和元年5月1日から適用する。